

提案する諸条例等の制定要旨

議案第45号 南あわじ市都市計画審議会条例及び南あわじ市国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和5年度行政組織改編に伴い、関係条例の条文中に規定される組織名の改正、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第46号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、市長の附属機関として設置する「人形浄瑠璃保存伝承検討委員会」について、所期の目的を果たしたことから、同委員会を廃止するため本条例を制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定め、併せて「南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、別表中淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会委員長及び委員を削ることとしています。

議案第47号 南あわじ市慶野松原駐車場条例制定について

この条例制定は、名勝慶野松原の文化財の保全及び維持管理を図るため、並びに慶野松原周辺道路交通の円滑化を図り、観光客の利便性を向上させるため、南あわじ市慶野松原駐車場を設置するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年7月1日と定めています。

議案第48号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和5年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、市民税について、森林環境税の賦課徴収の方法及び納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するもの並びに軽自動車税について、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外すること及び不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更することに伴う措置です。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第49号 南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和5年度の税制改正により離島税制の取扱いが変更されたこと及び南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）が令和5年3月31日で失効したことに伴い改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、令和5年4月1日から適用すると定めています。

議案第50号 南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和5年度の税制改正により離島税制の取扱いが変更されたこと及び南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）が令和5年3月31日で失効したことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、令和5年4月1日から適用すると定めています。

議案第51号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、受益者負担の適正化を図るため、南あわじ市老人福祉センター湯の川荘の使用料を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年8月1日と定めています。

議案第52号 南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、市内に民間法人が運営する通所介護事業所が充足してきたことから、通所介護事業所の不足を補う目的で制定された本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第53号 南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、今年度リニューアルオープンする灘黒岩水仙郷の管理運営を行うため、開園時間及び施設使用料等を定めるもの、その他所要の改正を

行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年12月1日と定めています。

議案第54号 南あわじ市道の駅うずしお条例制定について

この条例制定は、国民保養センター「鳴門みさき荘」施設跡地に改築する「道の駅うずしお」施設の供用日時等を規定するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日からと定めています。